

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「本会」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、本会の評議員及び役員の報酬並びに費用に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

### (役員等)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

- 2 常勤役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする者をいう。
- 3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

### (報酬)

第3条 この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員に支給する月額報酬
- (2) 常勤役員に支給する退職慰労金

### (月額報酬)

第4条 常勤役員の月額報酬は、別表1の常勤役員報酬表に掲げるとおりとし、それぞれの役員の号俸は、理事会の承認を経て会長が決定する。

### (報酬の支給と控除)

第5条 常勤役員の月額報酬の支給日は、毎月25日（その日が休日にあたる場合は、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員に対しては、月額報酬、退職慰労金は支給しない。

### (退職慰労金)

第6条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下同じ。）した場合、別表2の退職慰労金算出表に基づき退職慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 前項の退職慰労金の額等の支給は、理事会の承認を得て会長が決定する。

### (出張時の食費、車代、日当)

第7条 本会が役員等に対し出張を依頼するときは、別に定める役員等旅費規程に基づき、食費、車代、日当を支給することができる。

### (費用の支払い)

第8条 本会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表 1 : 常勤役員報酬表 (単位 : 円)

号俸	月額	年額
1	200,000	2,400,000
2	300,000	3,600,000
3	400,000	4,800,000
4	500,000	6,000,000
5	600,000	7,200,000
6	700,000	8,400,000
7	800,000	9,600,000
8	900,000	10,800,000
9	1,000,000	12,000,000
10	1,100,000	13,200,000
11	1,200,000	14,400,000
12	1,300,000	15,600,000
13	1,400,000	16,800,000
14	1,500,000	18,000,000

別表 2 : 退職慰労金算出表

勤続年数	金 額	
	普通退職	業務上傷痍疾病が原因の死亡及び退職
1年以上3年未満	月額報酬×勤続年数× $\frac{35}{100}$	月額報酬×勤続年数× $\frac{70}{100}$
3年以上7年未満	月額報酬×勤続年数× $\frac{50}{100}$	月額報酬×勤続年数× $\frac{70}{100}$
7年以上10年未満	月額報酬×勤続年数× $\frac{60}{100}$	月額報酬×勤続年数× $\frac{85}{100}$
10年以上	月額報酬×勤続年数× $\frac{65}{100}$	月額報酬×勤続年数× $\frac{85}{100}$